

令和7年度第9回那珂川市農業委員会会議録

令和7年12月10日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和7年度第9回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和7年12月10日（水） 午後2時56分～午後3時28分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

3番 井上 和秀

5番 飛永 洋

2. 議 案

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 農用地利用集積等促進計画について（新規4件）

3. 報 告

報告第20号 専決処分について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書（相続）について

報告第21号 専決処分について

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第22号 専決処分について

農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について

報告第23号 専決処分について

現況証明願について

4. その他

①令和7年福岡県農業委員会研修大会開催要領について

5. 出席委員

農業委員

会長 結 城 五 子

1番 藤 野 由紀雄

2番 内 野 学

3番 井 上 和 秀

5番 飛 永 洋

6番 白 水 照 美

7番 小 森 眞理子

農地最適化推進委員

1番 川 口 正 明

3番 山 崎 美代子

5番 上 野 善 勝

2番 三 角 貴 博

4番 神 代 敏 之

6. 欠席委員

農業委員 1名

7. 事 務 局

農業委員会事務局

事務局長 上 溝 朋 之

係 長 手 嶋 雄美子

午後2時56分 開会

○事務局長

それでは、お時間前ですけれども、皆様おそろいですので、開会をしたいと思います。

皆様、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードのほうへお切替えをよろしくお願いいたします。また、発言の際はマスクを外して発言のほうをよろしくお願いいたします。

○議長

今日は3時からということで、仕事途中でおいでになった方もいらっしゃるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和7年度第9回那珂川市農業委員会総会を開会します。

本日は農業委員1名が欠席です。

それでは、審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。

3番、井上和秀委員と、5番、飛永洋委員を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第41号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第41号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書の2ページをお願いします。資料編のほうも2ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

契約の内容は売買による所有権の移転ですが、こちらは譲渡人と譲受人の共有名義の土地で、譲渡人の持分を譲受人へと売却するものになります。

議案書の3ページをお願いします。

現在、譲受人が所有している農地は、今回申請の共有名義の農地を合わせて3,202平米です。

議案書の7ページ、営農計画書を御覧ください。

申請理由については、共有者である譲渡人からの要望により、譲渡人の持分を全て買い取ることとなったとのことです。

作付計画は水稻と野菜で、自家消費です。

農作業に従事する世帯員等は、本人のほかに妻のお二人です。

8ページをお願いします。

使用する農機具は、トラクター、田植機、稲刈り機です。

通作方法等は、通作距離が0.4キロ、所要時間が約1分、交通手段が車です。

農業経験については、会社役員の傍ら主に水稻の栽培、2,485平米の栽培を行っているとのことです。

9ページから12ページまでが登記事項証明書、13ページが字図、14ページが位置図、15ページが通作図になります。

資料編の1ページをお願いいたします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、第3条の許可条件は満たしていると判断いたします。

説明は以上です。

○議長

それでは、担当の推進委員の意見ををお願いします。

○推進委員

先日の11月13日に現地のほうを確認に行きました。〇〇のほうの田は稲を作っておりますが、〇〇のほうは大きな樹木も植わってございましたけど、その一部で畑も耕作しておられましたので、別に問題ないかと思えます。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑はないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第41号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第42号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第42号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書は17ページをお願いいたします。資料編は3ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は、議案書18ページの別紙記載のとおりになります。

3、転用計画は、転用の目的が資材置場で、理由の詳細は、事業拡張のため現在地が手狭となったためとなっております。

(3)利用期間は許可後から永年となっております。

契約の内容は売買による所有権の移転です。

議案書19ページから26ページまでが土地の登記事項証明書、27ページから29ページまでが字図、30ページが位置図になります。

31ページが資金計画書、32ページから36ページまでが貯金通帳の写しになります。

37ページ、事業計画書、38ページ、39ページが法人の登記事項証明書、40ページが被害防除計画書です。

40ページの被害防除計画の(1)排水計画の雨水排水につきましては、自然流下・河川放流。汚水処理、生活雑排水については、なしとなっております。

(2)用地造成に伴う被害防除措置については、一部コンクリートブロック擁壁を新設し、一部は砂利敷きとし、土砂の流出を防ぐとしています。

続きまして、農地区分について御説明します。

資料編の3ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当いたしません。

農地の広がりには約0.9ヘクタールとなっております、第1種農地にも該当しません。第1種、第3種どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

第2種農地になりますので、議案書の41ページ、代替地検討表を添付しております。

代替地については、立地条件や施設規模の不適を理由に不採用としております。

43ページからの書類は、所有者ごとに分けて提出していただいているため2部ずつありますが、同一案件のものになります。

43ページ、44ページが水利関係承諾書、45ページ、46ページが農地転用事前協議の回答について、47ページ、48ページが文化財確認願についての回答です。

49ページから51ページまでが各種図面になります。

それから、今日、こちらの農地法のオレンジ色のテキストはお持ちですか。こちらの24ページをお願いいたします。

24ページの(2)に手続の流れが記載されております。こちらの今回の案件は市街化区域外で、転用面積が4,769平米になりますので、30アールを超えます。ですので、テキストの緑の四角に記載のとおり、都道府県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行う必要があります。福岡県の場合は福岡県農業会議の審議会へ意見聴取を行いまして、回答を踏まえて許可書を交付する流れとなっております。

こちらについての説明は以上になります。

○議長

それでは、担当の農業委員の意見をお願いします。

○農業委員

11月15日に現場のほうに行って見てまいりました。周りの方との条件とかも文書でちゃんと交わってあって、特に問題はないと思います。

○議長

ありがとうございます。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○農業委員

ここは農用地区域外よね。

○事務局

はい、区域外です。

○農業委員

外になるから、多分、資材置場で問題はないと思うんですが、あと、〇〇さんと賃貸契

約をするわけやろ。

○事務局

いえ、売買になります。

○農業委員

売買。売買は、そういった農家以外の方でもできるわけね。

○事務局

そうですね。転用の場合は、当然、農地以外のものにするための許可申請になりますので、農業者以外の方のほうが多いかと思えます。

農地法第3条の場合は農地としての売買になりますので、農業者であって農地を管理していける方というところが許可基準になります。

○農業委員

農用地であれば制限があるよね。

○事務局

農地法第3条の場合に制限があります。

○農業委員

分かりました。

○議長

ほかにございませんか。

今日来るときにちょっと現場を見てきたんですけど、かなりの落差がありますね。

○事務局

申請地自体には高低差がないんですけども、横に河川があって、そこに隣接する道路が上がっているような形になっています。

○議長

ということは、入り口は下のほうから。

○事務局

入り口はそうです、下のほうになります。

○議長

向こうに高いから大丈夫かなって感じがあったからちょっと聞きましたけど。

何か、ほかに御意見のある方は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第42号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第43号、番号1から番号4、農地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第43号、番号1から4、農用地利用集積等促進計画について説明いたします。

議案書の52ページをお願いします。資料編のほうは4ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者の住所・氏名、利用権を設定する者の住所・氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権、期間等は記載のとおりで、53ページに申出書の写しを添付しております。

54ページは、耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では野菜を作付予定です。

次に、議案書の55ページをお願いします。資料編のほうは5ページになります。

利用権の設定を受ける者の住所・氏名、利用権を設定する者の住所・氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権、期間等は記載のとおりです。

56ページに申出書の写し、57ページに耕作者の農業経営の状況について添付しております。今回借り受ける農地では水稻を作付予定です。

次に、議案書の58ページをお願いいたします。資料編は6ページになります。

利用権の設定を受ける者の住所・氏名、利用権を設定する者の住所・氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権、期間等は記載のとおりです。

59ページに申出書の写し、60ページに耕作者の農業経営の状況を添付しております。今回借り受ける農地では水稻を作付予定です。

次に、議案書の61ページをお願いします。資料編は7ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者の住所・氏名、利用権を設定する者の住所・氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権、期間等は記載のとおりです。

62ページに申出書の写しを添付しています。

63ページが耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地では、ナスとトマトを作付予定です。

農用地利用集積等促進計画案の説明は以上になります。

○議長

何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第43号、番号1から番号4は承認されました。

次に、報告事項をお願いします。

○事務局

報告第20号、番号1、専決処分について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書（相続）について御報告します。

提案書の65ページを御覧ください。資料編のほうは8ページになります。

相続により所有権を取得した者の氏名、住所、取得した土地の所在地は記載のとおりになります。

続きまして、報告第21号、番号1、専決処分について。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告いたします。

議案書は67ページの届出書記載のとおり、転用目的が宅地内駐車スペースとなっております。

68ページから75ページまで関係書類となっております。

なお、こちらの土地は既に造成され、駐車スペースとして利用されている状況で、74ページ及び75ページの始末書を提出いただいております。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類が全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第22号、番号1、専決処分について、農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

議案書は77ページをお願いいたします。資料編は10ページになります。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

78ページに合意解約書を添付しております。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和7年11月1日に合意解約が成立し、12月31日に引渡し予定となっております。

続きまして、報告第22号、番号2、専決処分について、農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

議案書は80ページをお願いします。資料編は11ページを御覧ください。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

81ページに解約書を添付しております。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和7年11月5日に合意解約が成立し、同日引渡しが完了しております。

続きまして、報告第22号、番号3、専決処分について、農地法第18条第6項の規定による通知書について報告いたします。

議案書83ページをお願いします。資料編のほうは12ページをお願いします。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

84ページに合意解約書を添付しております。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和7年10月22日に合意解約が成立し、10月31日に引渡しが完了しております。

続きまして、報告第22号、番号4、専決処分について、農地法第18条第6項の規定による通知書について報告いたします。

議案書は86ページをお願いします。資料編は13ページを御覧ください。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

87ページに合意解約書を添付しています。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和7年5月7日に合意解約が成立し、同日、引渡しが完了しております。

続きまして、報告第23号、番号1から2、専決処分、現況証明について説明いたします。

現況証明書は、過去に農地転用許可や届出をした農地で、転用目的どおり現に利用されている場合に証明するものになっております。

議案書の報告89ページを御覧ください。資料編は15ページになります。

こちらは、平成3年9月5日付、農地転用の届出受理済みで、転用目的は駐車場です。現地を確認し、令和7年11月4日付で現況証明書を発行済みです。

続けて、議案書91ページを御覧ください。資料編は16ページになります。

こちらは令和6年2月8日付の農地転用で、転用目的は駐車場で許可済みです。

現地を確認し、令和7年11月19日付で現況証明書を発行済みです。

報告については以上になります。

○議長

今、報告がありましたけど、何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は1月9日金曜日、9時30分からです。よろしく願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

午後3時28分 閉会